

# 不法盛土への対処方策

---

# 不法盛土への対処に関する課題とガイドラインへの主な記載項目

## 主な課題

## ガイドラインへの主な記載項目

### 【1】不法な盛土の監視・発見

- 発見の遅れによる**対応の難航化**
- 人員不足による**不法盛土の発見・監視の限界**

- パトロールによる発見
- 関係部局等との連携による発見
- 地域住民による通報
- 画像衛星解析等による不法盛土の監視・発見

### 【2】現状把握（報告の徴取、立入検査等）

- 原因者の把握
- 違法性の判断
- 危険性の判断

- 現状把握の進め方
- 立入検査
- 報告の徴取

### 【3】監督処分

- 監督処分ができない
- 監督処分に従わない

- 監督処分の判断基準
- 監督処分の実施方法
- 監督処分に従わない場合の対応

### 【4】勧告・改善命令

- 勧告・改善命令ができない
- 勧告・改善命令に従わない

- 勧告・改善命令等の進め方
- 勧告
- 改善命令

### 【5】行政代執行

- 躊躇ない行政代執行の実施
- 費用の徴収が**困難**

- 行政代執行の進め方
- 災害防止措置の実施
- 調査
- 費用の徴収

### 【6】刑事告発

- 告発するための**ノウハウの不足**

- 告発の手順、留意点

### 【7】関係部局との連携

- 庁内他部局との連携
- 市と県との連携
- 警察との連携

- 関係部局等との連携体制のあり方
- 警察の連携が可能な範囲

【凡例】

オレンジ：前回から修正箇所

## 第1編 総説

### 1章 はじめに

- ◆ ガイドラインの位置づけ、理念、目的  
・行政として躊躇なく対応する姿勢

### 2章 法の概要

- ◆ 盛土規制法の概要

### 3章 用語の定義

- ◆ 法律やガイドラインで使用している用語の解説

### 4章 不法盛土事案

- ◆ 主な不法盛土事案の傾向と課題

## 第2編 日常的な行政対応

### 1章 盛土等に対する情報の管理

- 1.1 台帳による許可・届出等の情報整理
- 1.2 行政対応の記録の情報管理

- ◆ 整理記録する情報
- ◆ 適切な情報管理のあり方

### 2章 不法な盛土等の監視・発見

- 2.1 パトロールによる発見
- 2.2 関係部局等との連携による発見
- 2.3 地域住民による通報
- 2.4 衛星画像解析等による盛土の監視・発見

- ◆ 早期発見のための方法
- ◆ 好事例紹介

## 第3編 不法盛土発見後の行政対応

### 1章 不法盛土発見後の行政対応

- 1.1 不法盛土発見後の行政対応フロー
- 1.2 盛土規制法における罰則行為

- ◆ 不法盛土対応の全体像
- ◆ 罰則が適用される行為の整理表

### 2章 現状把握

- 2.1 現状把握の進め方
- 2.2 立入検査
- 2.3 報告の徴取

- ◆ 把握すべき事項と優先順位
- ◆ 具体的な調査方法とその後の対応
- ◆ 立入検査、報告の徴取の権限と実施可能な範囲

### 3章 危険な盛土等の応急対応

- 3.1 周辺住民への周知
- 3.2 応急対応の実施

- ◆ 危険な盛土等の周辺住民への配慮とその対応

### 4章 監督処分

- 4.1 監督処分の判断基準
- 4.2 監督処分の実施方法
- 4.3 監督処分に従わない場合の対応

- ◆ 監督処分の実施の判断方法
  - ・違法性の判断基準
  - ・処分の相手方の判断
  - ・命令内容の判断
- ◆ 監督処分の実施方法

## 5章 勧告・改善命令

- 5.1 勧告・改善命令等の進め方
- 5.2 勧告
- 5.2 改善命令

- ◆ 勧告・改善命令の実施の判断方法
  - ・ 勧告・改善命令のタイミング
  - ・ 危険性の判断基準
  - ・ 勧告・改善命令の相手方の判断
  - ・ 勧告・改善命令内容の判断
- ◆ 勧告・改善命令に従わない場合の対応

## 6章 行政代執行

- 6.1 行政代執行の進め方
- 6.2 災害防止措置の実施
- 6.3 手続
- 6.4 費用の徴収

- ◆ 行政代執行手続きフロー
- ◆ 代執行の対象とする要件および判断基準
- ◆ 調査の具体的な内容
- ◆ 費用の徴収方法

## 7章 刑事告発

- 7.1 告発の手順、留意点

- ◆ 告発に向けた基本的な考え方
- ◆ 事実認定に必要な事項
- ◆ 警察との連携の必要性

## 第4編 関係部局等との連携

### 1章 関係部局等との連携体制のあり方

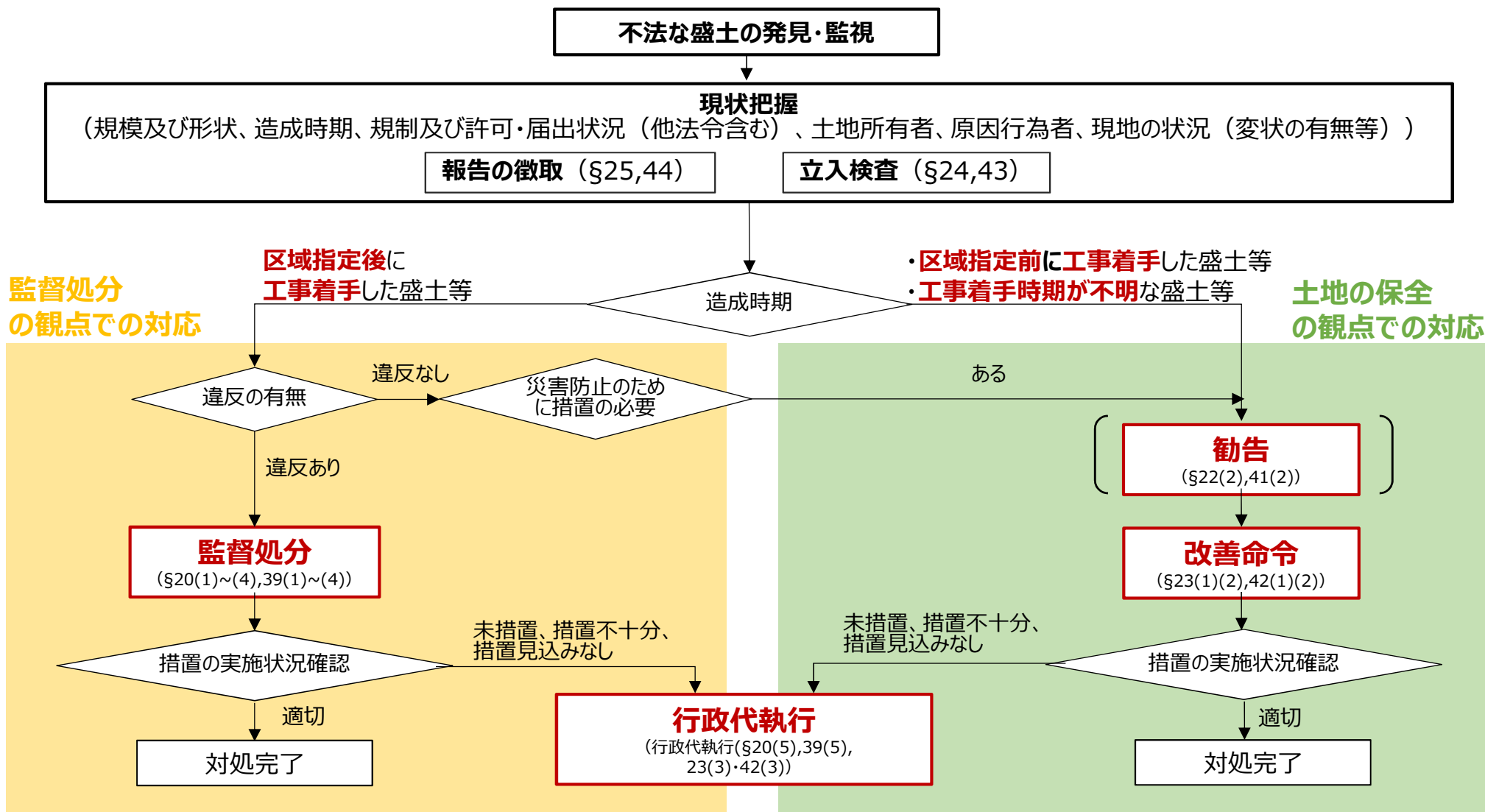
### 2章 警察機関の連携が必要な範囲

- ◆ 平常時における連携
- ◆ 不法盛土発見後の連携
- ◆ 好事例紹介

※ガイドラインの策定に併せ別途概要版を作成する  
※ガイドライン公表後も適宜見直しを実施する

# 【参考】盛土規制法における不法盛土への対処フロー（概略）

- **不法盛土への対処は、その不法盛土の工事着手時期によって対応が異なる。**
  - ⇒ 区域指定前に工事着手した盛土等や工事着手時期が不明な盛土等は土地の保全の観点での対応
  - ⇒ 区域指定後に工事着手した盛土等で違反のあるものは監督処分の観点での対応とし、違反がないものの災害防止のための措置が必要な場合は土地の保全の観点での対応



応急対応      関係部局等との連携      刑事告発

※上記フローは、違反や災害防止のために措置が必要のある不法盛土の場合で、このほか、災害の発生のおそれ大きいと認められ、措置を命ずるとまがない場合等も想定される。